

0歳～11歳の将来人口の推計

下表は本市の令和2年から令和6年までの0歳～11歳人口の推計です。

本市の住民基本台帳に基づく人口を利用し、「コーホート変化率法*」により推計しています。

〔男女別年度別人口推計〕

年齢	令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0歳	236	229	230	223	223	217	216	209	210	204
1歳	264	222	242	233	235	227	228	220	221	213
2歳	272	265	262	221	240	233	233	227	227	220
3歳	242	241	271	264	261	220	239	231	233	225
4歳	272	272	242	238	271	261	261	218	239	229
5歳	260	273	269	270	240	236	268	259	258	216
6歳	308	297	258	271	267	267	238	234	266	257
7歳	305	286	309	295	259	269	267	265	238	232
8歳	328	355	305	283	309	293	259	267	268	263
9歳	352	343	327	354	304	283	309	292	258	266
10歳	335	296	352	342	327	353	304	282	308	291
11歳	362	369	334	297	350	343	326	354	303	283

〔年度別人口推計〕

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	465	453	440	425	414
1歳	486	475	462	448	434
2歳	537	483	473	460	447
3歳	483	535	481	470	458
4歳	544	480	532	479	468
5歳	533	539	476	527	474
6歳	605	529	534	472	523
7歳	591	604	528	532	470
8歳	683	588	602	526	531
9歳	695	681	587	601	524
10歳	631	694	680	586	599
11歳	731	631	693	680	586

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回のように比較的近い将来にも特殊な人口変動が予想されない状況であることから、比較的簡便なこの方法を採用しました。

子ども・子育て支援 新制度の概要

平成24年8月、日本のよりよい子ども・子育て支援を目指し「子ども・子育て支援法」ができました。この法律と関連する法律（子ども・子育て関連3法）に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域の子育て支援の充実を目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

令和元年5月、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども、および、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。また、「子どものための施設等利用給付」が創設され、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援がスタートしました。

◎子ども・子育て関連3法※

※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

○趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

○主なポイント

- I. 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- II. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- III. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

◎幼児教育・保育の無償化

○趣旨

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

○主なポイント

- I. 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども、及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化
- II. 幼稚園や認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」の創設（保育の必要性の認定を受けた3歳から5歳までの子ども、及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が対象）
- III. 障害児の発達支援事業を利用する就学前の子どもの利用料を無償化

子ども・子育て支援給付



◎新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育給付事業等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付は、施設型給付、地域型保育給付、施設等利用給付に分かれます。



施設型給付

認定こども園（4類型）、幼稚園、保育所を対象とした財政支援

認定こども園^{※1} 0～5歳

幼保連携型[※]

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

※幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施します。

幼稚園^{※2} 3～5歳

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

保育所^{※3} 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

地域型保育給付

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援

小規模保育^{※4}

家庭的保育^{※5}

居宅訪問型保育^{※6}

事業所内保育^{※7}

※いずれも原則 0～2歳

施設等利用給付

認定こども園^{※1}

幼稚園^{※2}

特別支援学校^{※8}

認可外保育施設^{※9}

預かり保育事業^{※10}

一時預かり事業^{※11}

病児保育事業^{※12}

ファミリー・サポート・センター事業^{※13}

児童手当（※14）

※ 1 3歳未満児については保育を行い、満3歳以上からは教育と保育を一体的に行う。

※ 2 県の認可を受け満3歳以上のお子さんに教育を行う。

※ 3 県の認可を受け保育を必要とする0歳～5歳のお子さんに保護者のかわりに保育を行う。

- ※ 4 利用定員6人以上19人以下で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
- ※ 5 利用定員5人以下で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
- ※ 6 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合など保護者の自宅において1対1で保育を行う。
- ※ 7 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子ども（地域枠）と一緒に保育する。
- ※ 8 障がい者や病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。
- ※ 9 市の認可を受け保育を必要とする0歳～5歳のお子さんに保護者のかわりに保育を行う。
- ※10 教育時間の前後や長期休暇等に預かりを行う。
- ※11 保護者のパート就労、冠婚葬祭への出席等の理由より家庭での保育が一時的にできなくなった場合に預かりを行う。
- ※12 子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者の就労等の理由のより家庭での保育が困難な場合預かりを行う。
- ※13 子育てをお手伝いしたい人と子育てのお手伝いをして欲しい人が会員になり、地域の中で助け合う。
- ※14 中学校修了前の児童を養育している方に支給する手当。子どもの年齢、子どもの数によって支給額が違い、所得制限がある。



◎保育の必要性の認定

子ども・子育て支援給付を受ける施設（認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、保育所、小規模保育事業、私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等）を利用し給付を受けるにあたって、給付認定が必要となります。

◆認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間の区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の 小学校就学前 子ども	なし	●教育標準時間	・施設型給付を受ける幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の 小学校就学前 子ども	あり	●保育標準時間 ●保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満の 小学校就学前 子ども	あり	●保育標準時間 ●保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

新1号認定	満3歳以上の 小学校就学前 子ども	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成を受ける幼稚園 ・特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達す る日以降最初 の3月31日 を経過した小 学校就学前子 ども	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・施設型給付を受ける幼稚園 ・特別支援学校 ・認可外保育施設 ・預かり保育事業
新3号認定	満3歳に達す る日以降最初 の3月31日 までの間にあ る小学校就学 前子ども	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・セン ター事業

◎保育の必要性の認定基準

1 保育を必要とする事由

- 就労等
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居家族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他市町村が認める場合



2 保育の区分

- **保育標準時間**
主にフルタイム就労（月120時間以上）を想定した利用時間（最長11時間）
- **保育短時間**
主にパートタイム就労（月48時間以上120時間未満）を想定した利用時間（最長8時間）

地域子ども・子育て支援事業



市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で、13事業が定められています。

事業名	概要
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養育等事業(トワイライトステイ事業))

事業名	概要
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業、又は、定保護者が幼稚園に支払うべき副食の提供に係る費用を助成する事業
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育経費)	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業



平成25年6月28日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、米沢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年度 米沢市子ども・子育て会議委員

平成27年10月8日

	氏名	所属団体等
会長	鈴木 道子	山形県立米沢栄養大学学長
副会長	菅原 延昭	幼稚園・認定こども園代表 (米沢市幼稚園・認定こども園連合会)
	佐々木正乗	認可保育所代表 (米沢市保育会)
	佐藤きみ子	認可外保育所代表 (米沢市私立保育園連絡協議会)
	辻 雅人	小学校代表 (米沢市小学校長会)
	佐藤 大介	事業所内保育所代表 (米沢ヤクルト販売株式会社)
	鈴木 悦雄	学童保育所代表 (米沢市学童保育連絡協議会)
	黄木 千尋	認可外保育所保護者 (米沢私立保育園連絡協議会)
	影澤 政克	幼稚園・認定こども園保護者 (米沢市幼稚園・認定こども園PTA連合会)
	岩本 康嗣	学童保育所保護者 (米沢市学童保育連絡協議会)
	山口 留理	子育て支援者代表 (米沢市ファミリー・サポート・センター)
	玄番 京子	放課後子ども教室代表 (最上川源流の里関子ども教室)

(敬称略)

平成27年度 会議内容等

第1回 平成27年10月	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 会議録を開示の請求の対象とすることについて 3 子ども・子育て支援制度について 4 子ども・子育て支援事業計画概要について 5 今年度の予定について
第2回 平成28年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園の利用定員の設定について 2 地域子ども・子育て支援事業について 3 平成28年度の保育所・認定こども園の利用予定数について

平成28年度 米沢市子ども・子育て会議委員

平成28年4月1日

	氏名	所属団体等
会長	鈴木 道子	山形県立米沢栄養大学学長
副会長	菅原 延昭	幼稚園・認定こども園代表 (米沢市幼稚園・認定こども園連合会)
	佐々木正乗	認可保育所代表 (米沢市保育会)
	佐藤きみ子	認可外保育所代表 (米沢市私立保育園連絡協議会)
	遠藤 誠	小学校代表 (米沢市小学校長会)
	佐藤 大介	事業所内保育所代表 (米沢ヤクルト販売株式会社)
	鈴木 悦雄	学童保育所代表 (米沢市学童保育連絡協議会)
	黄木 千尋	認可外保育所保護者 (米沢私立保育園連絡協議会)
	佐藤 頼宣	幼稚園・認定こども園保護者 (米沢市幼稚園・認定こども園PTA連合会)
	岩本 康嗣	学童保育所保護者 (米沢市学童保育連絡協議会)
	山口 留理	子育て支援者代表 (米沢市ファミリー・サポート・センター)
	玄番 京子	放課後子ども教室代表 (最上川源流の里関子ども教室)

平成28年度 会議内容等

第1回 平成28年10月	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度子ども・子育て支援事業実施状況報告 2 平成29年度認定こども園移行予定施設の利用定員の設定について 3 平成28年度子どもを取り巻く環境について
第2回 平成29年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模保育事業の認可について 2 平成29年度の利用定員の設定について 3 米沢市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し作業について 4 平成29年度の子育て支援事業について

平成29年度 米沢市子ども・子育て会議委員

平成30年3月6日

	氏名	所属団体等
会長	鈴木 道子	山形県公立大学法人理事長（学識経験者） 山形県立米沢栄養大学学長 山形県立米沢女子短期大学学長
副会長	佐々木正乗	認可保育所代表（米沢市保育会副会長）
	島貫 優子	幼稚園・認定こども園代表 （米沢市幼稚園・認定こども園連合会）
	白石 純子	認可外保育所代表（米沢私立保育園連絡協議会）
	土屋 宏	小学校代表（米沢市小学校長会副会長）
	鈴木 悦雄	学童保育所代表者（米沢市学童保育連絡協議会会長）
	鈴木 秀和	認可保育所入所保護者代表 （米沢市保育園保護者会会長）
	岩崎 智成	幼稚園・認定こども園保護者 （米沢市幼稚園・認定こども園PTA連合会会長）
	山田裕太郎	認可外保育所入所児保護者 （米沢私立保育園連絡協議会）
	玄番 京子	放課後子供教室代表
	白田 夏美	学童保育所入所児保護者代表
	聖山 香順	子育て支援者代表（子育て支援センター おひさま）
	船山 由紀	企業主導型事業所内保育所代表

平成29年度 会議内容等

第1回 平成29年11月	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 会議録を開示の請求の対象とすることについて 3 子ども・子育て支援制度等の概要について 4 平成28年度子ども・子育て支援事業の実施状況について 5 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
第2回 平成30年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて 2 小規模保育事業所の認可について 3 平成30年度の特定教育・保育施設の利用定員について 4 米沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について

平成30年度 米沢市子ども・子育て会議委員

平成30年4月1日

	氏名	所属団体等
会長	鈴木 道子	山形県公立大学法人理事長（学識経験者） 山形県立米沢栄養大学学長 山形県立米沢女子短期大学学長
副会長	佐々木正乗	認可保育所代表（米沢市保育会副会長）
	島貫 優子	幼稚園・認定こども園代表 （米沢市幼稚園・認定こども園連合会）
	白石 純子	認可外保育所代表（米沢私立保育園連絡協議会）
	土屋 宏	小学校代表（米沢市小学校長会副会長）
	鈴木 悦雄	学童保育所代表者（米沢市学童保育連絡協議会会長）
	鈴木 秀和	認可保育所入所保護者代表 （米沢市保育園保護者会会長）
	岩崎 智成	幼稚園・認定こども園保護者 （米沢市幼稚園・認定こども園PTA連合会会長）
	山田裕太郎	認可外保育所入所児保護者 （米沢私立保育園連絡協議会）
	玄番 京子	放課後子供教室代表
	白田 夏美	学童保育所入所児保護者代表
	聖山 香順	子育て支援者代表（子育て支援センター おひさま）
	船山 由紀	企業主導型事業所内保育所代表

平成30年度 会議内容等

第1回 平成30年11月	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度子ども・子育て支援事業実施状況報告について 2 平成31年度教育・保育施設の移行予定等について 3 平成30年度子どもを取り巻く環境について
第2回 平成31年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成31年度の特定教育・保育施設の利用定員について 2 「米沢市子ども・子育て支援事業計画第2期」の策定について

令和元年度 米沢市子ども・子育て会議委員

令和元年5月17日

	氏名	所属団体等
会長	鈴木 道子	山形県公立大学法人理事長（学識経験者） 山形県立米沢栄養大学学長 山形県立米沢女子短期大学学長
副会長	佐々木正乗	認可保育所代表（米沢市保育会会長）
	島貫 優子	幼稚園・認定こども園代表（米沢市幼稚園・認定こども園連合会）
	白石 純子	認可外保育所代表
	佐藤 哲	小学校代表（米沢市小学校長会）
	鈴木 悦雄	学童保育所代表者（米沢市学童保育連絡協議会会長）
	鈴木 秀和	認可保育所入所保護者代表（米沢市保育園保護者会会長）
	岩崎 智成	幼稚園・認定こども園保護者（米沢市幼稚園・認定こども園PTA連合会会長）
	山田裕太郎	認可外保育所入所児保護者
	玄番 京子	放課後子供教室代表
	白田 夏美	学童保育所入所児保護者代表
	聖山 香順	子育て支援者代表（子育て支援センター おひさま）
	船山 由紀	企業主導型事業所内保育所代表

令和元年11月1日

	氏名	所属団体等
会長	鈴木 道子	山形県公立大学法人理事長（学識経験者） 山形県立米沢栄養大学学長 山形県立米沢女子短期大学学長
副会長	高橋 郁子	幼稚園・認定こども園代表（米沢市幼稚園・認定こども園連合会）
	佐々木正乗	認可保育所代表（米沢市保育会会長）
	土屋 博	認可外保育所代表
	佐藤 哲	小学校代表（米沢市小学校長会）
	船山 由紀	企業主導型事業所内保育所代表
	高橋 仁志	放課後児童クラブ代表（米沢市学童保育連絡協議会会長代行）
	伊藤 嘉洋	認可保育所入所児保護者（米沢市保育園保護者連合会）
	梅津 恒介	認可外保育所入所児保護者
	本田 卓史	幼稚園・認定こども園保護者（米沢市幼稚園・認定こども園PTA連合会）
	川野 泰裕	小学生保護者（米沢市PTA連合会）
	金澤 祐佳	放課後児童クラブ入所児保護者（米沢市学童保育連絡協議会）
	聖山 香順	子育て支援者代表（子育て支援センター おひさま）
	枝松 純一	一般公募

令和元年度 会議内容等

第1回 令和元年5月	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について 2 米沢市子育て支援に関するアンケートについて
第2回 令和元年9月	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度子ども・子育て支援事業実施状況について 2 米沢市子育て支援に関するアンケート調査報告書について
第3回 令和元年11月	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 会議録を開示の請求の対象とすることについて 3 子ども・子育て支援制度等の概要について 4 第2期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みについて
第4回 令和元年12月	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2 令和2年度教育・保育施設の移行予定等について
第5回 令和2年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画（案）に係るパブリック・コメントの結果について 2 第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見の内容及びその意見に対する回答について 3 第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画（案）一部修正の新旧対照表（案）について 4 令和2年度新規に確認する予定の特定教育・保育施設について 5 特定教育・保育施設等の利用定員の変更について 6 令和2年度保育所等入所申込み状況について